

「みんなでつくる安心安全のまち伏見」防犯活動資材支給要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、伏見地域（伏見区の所管区域のうち、深草支所の所管区域及び醍醐支所の所管区域を除く区域、以下「伏見地域」という。）において、市政協力委員連絡協議会、自治連合会その他の地域における各種の団体を中心に構成される横断的な団体で、防犯に係る活動を行うことで犯罪を未然に防ぎ、地域の安心安全の確保に取り組む団体（以下「活動団体」という。）に対し、必要な資材を支給し、その活動を支援するため、必要な事項を定めるものとする。

(申請資格)

第2条 活動団体の申請資格は、次に掲げる要件をすべて満たす伏見地域の地域団体であることとする。

- (1) 学区を単位として活動し、市政協力委員連絡協議会、自治連合会その他の地域における各種の団体を中心に構成される横断的な団体であること。
- (2) 活動を継続的に実施できる団体であること。
- (3) 代表者を決めていること。
- (4) 規約を作成していること。
- (5) 会員名簿又は役員名簿を作成していること。
- (6) 暴力団又は暴力団員の統制の下にある団体でないこと。

(資材の支給対象となる活動)

第3条 資材の支給対象となる活動（以下「支給対象活動」）は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) ながらパトロール（通勤・通学をしながら、散歩やジョギングをしながら、買い物をしながら、掃除や花の水やりをしながら等、日常生活を合わせて行う防犯パトロールのこと）を行うこと。
- (2) 花いっぱい運動（通学路、路地等から見える場所において花の植栽及び撫育管理を行い、まちを美化すること）を行うこと。
- (3) センサーライト（人感等により自動で点灯し、自動で消灯する照明器具）を設置すること。
- (4) その他、伏見区長が犯罪の予防に必要と定める活動。

(支給資材)

第4条 支給する資材は、別表に掲げるとおりとする。

- 2 過去に支給された資材の更新又は新たな需要（活動内容の充実、参加者の増加等）に対応するための申請は認めることがある。ただし、センサーライトについては、設置した日から起算して5年以内の更新は認めない。

(申請方法)

第5条 活動団体が資材の支給を申請しようとするときは、別に定める申請期日までに、以下の提出書類を申請先に提出すること。

(1) 提出書類

- ア 資材支給申請書（様式1）
- イ 団体の規約
- ウ 団体の会員名簿又は役員名簿
- エ 資材使用予定者名簿
- オ 支給申請資材明細書（様式2）
- カ 設置予定箇所が分かる概略図
（「防犯警戒中看板」、「センサーライト」及び「花いっぱい運動セット」を申請される場合のみ。）
- キ その他、本市が必要と認めるもの

(2) 申請先

伏見区役所地域力推進室まちづくり推進担当

- 2 申請期日後の申請及び一の活動団体からの一の年度における複数回の申請については、前項の規定に基づく申請に対する支給の後、予算の範囲内で認めることがある。

(事前協議を要する資材)

第6条 センサーライトについては、設置そのものが可能か判断するため、設置予定箇所に関する権利者等の承諾書を取る前に、本市に事前協議をすること。

(支給の決定)

第7条 資材の支給を行う対象者、種類及び数量については、予算の範囲内で決定する。

- 2 一の団体が交付を受ける資材の総額は、概ね50、000円を上限とする。
- 3 支給・不支給の決定等については、支給決定通知書（様式3）又は不支給決定通知書（様式4）により支給希望者に通知する。

(資材の受領)

第8条 活動団体は、資材を受領したときは、資材受領書（様式5）を本市に提出すること。

(設置報告)

第9条 本市が必要と認めるものについては、別に指示する日までに資材の設置を完了のうえ、資材設置完了報告書（様式6）を提出すること。

(資材の管理等)

第10条 資材の支給を受けた後の注意事項は以下のとおりとする。

- (1) 支給対象活動に係る経費（傷害保険料、資材の設置に要する費用、維持管理費等）については、活動団体が負担すること。
- (2) 支給した資材の活動目的以外の使用や第三者への譲渡、転貸及び売却は行わないこと。

- (3) 支給した資材に紛失、盗難、破損等があった場合は、本市に速やかに報告すること（原則として、口頭による報告でよい。ただし、資材紛失等報告書（様式7）による報告を求める場合がある）。
- (4) 支給した資材の管理、使用に当たって、問題が生じたときは、活動団体が責任をもってその解決に当たること。

（犯罪等を発見した場合）

第11条 支給対象活動の際、犯罪や不審者等を発見した場合は、速やかに警察に通報すること。

（実績報告）

第12条 資材の支給を受けた年度末までに、活動状況を記録した写真を添えて、実績報告書（様式8）を提出すること。

2 上記年度の翌年度以降においては、実績報告を求めることがある。

（資材を用いた活動の終了等）

第13条 受領した資材を用いた活動を終了若しくは休止するとき又は活動を再開するときは、本市に連絡すること。

（資材の返却）

第14条 活動団体が次の各号のいずれかに該当する場合は、支給された資材を返却させることがある。

- (1) 前条に該当する場合
- (2) 支給対象活動を行うことができなかった場合
- (3) 虚偽その他の不正な手段によって支給の決定を受け、又は法令若しくはこの要綱の規定に違反した場合

（補則）

第15条 その他、この要綱の実施に関して必要な事項は、地域力推進室長が定める。

附 則

（適用）

この要綱は、平成29年8月30日から施行する。

附 則

（適用）

この要綱は、平成30年6月1日から施行する。

附 則

（適用）

この要綱は、令和元年6月1日から施行する。

附 則

（適用）

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

別表（第４条関係）

区分	資 材 名	備 考
1	ながらパトロール用腕章	
2	自転車用青色灯	
3	自転車用パトシート	
4	防犯警戒中看板	
5	花苗	花いっぱい運動セット
6	植栽容器	花いっぱい運動セット
7	土	花いっぱい運動セット
8	軽石	花いっぱい運動セット
9	肥料	花いっぱい運動セット
10	ジョウロ	花いっぱい運動セット
11	白色手持ちライト	
12	青色保安指示灯	
13	センサーライト	
14	自動車用啓発マグネットシート	
15	ながらパトロール用エコバッグ	
16	防犯カメラ（ダミー）	
17	その他、本市が支給することを適当であると認めたもの	